

# 千曲市公共施設予約システム利用方法

予約システムURL

PC版

<https://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/2021800/index.php5>

モバイル（スマホ）版

<http://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/Smartphone/2021800/>

携帯（ガラケー）版

<http://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/k/2021800/>

※千曲市ホームページからもアクセスできます

【千曲市トップページ】 → 【電子サービス】 → 【公共施設予約】

## ＜システム利用者登録＞

システムを使って施設の予約をするには、事前に「利用者登録」が必要です。

### 1. 登録の要件

- ・5人以上の団体であること
- ・代表者と事務担当者は成人であること
- ・継続して利用可能なメールアドレスをもっていること（ただし、msn、Liveメール、hotmailは不可）  
※同じメールアドレスで複数の団体の登録はできません  
※迷惑メール拒否設定をしている場合【@pref.nagasaki.lg.jp】を受信できるようにしてください

### 2. 団体種別

- ・市内団体  
代表者と、事務担当者（同一でも可）が市内在住  
かつ、構成員の過半数が、千曲市内に在住・在勤・在学している団体
- ・市外団体  
上記以外の団体  
※市外団体は、受付期間や施設の使用に制限を設けます

### 3. 提出書類

- ・「千曲市公共施設予約システム利用者登録（変更・廃止）申請書」  
団体名、代表者および事務担当者の住所などの団体の基本情報のほか、システム利用のためのパスワードを記入してください。
- ・「システム利用団体登録者名簿」  
団体種別の設定のため、団体構成員の氏名、年齢、住所・勤務先等を必ず記入してください。  
※実際に施設を利用する構成員のみ記入してください。子ども団体の場合、代表者や指導者を記入する必要はありません。

※申請書と名簿が提出されましたら、内容を確認しシステムへ登録します。  
※登録完了後、システムを利用するために必要なID等を記載した「千曲市公共施設予約システム利用者登録証」をお渡しします。

#### 4. システム利用者登録（変更・廃止）申請書の受付窓口

戸倉体育館または、更埴体育館

平日 8:30~17:15 に申請すると、登録要件を確認後すぐにシステムが利用できるようになります。

夜間・休日に申請した場合は、翌平日に登録処理を行いますので、システムが利用できるようになるまで時間がかかります。

#### 5. 登録変更・更新

代表者や事務担当者に変更になった場合は、その都度「千曲市公共施設予約システム利用者登録（変更・廃止）申請書」を提出してください。登録情報の更新を行います。

また、毎年、新年度の登録要件確認のため、名簿を提出していただきます。更新の時期は3月下旬から5月上旬までになります。

# 社会体育施設

## <抽選申込>

先着順での一般予約の前に、抽選申込をした団体の中から利用者を決定します

### 1. 抽選申込対象施設

各体育館アリーナ、サッカー場、グラウンド、陸上競技場、  
多目的施設（戸倉インドアコート・上山田多目的運動場）

### 2. 抽選申込可能団体

システム利用者登録をした、市内団体のみ

### 3. 抽選申込のながれ

#### ①申込期間

施設の利用を希望する日の3月前の15日～20日

※期間内すべての申込を抽選対象とします。先着順ではありません

※抽選申込は時間枠での申し込みになります。利用したい時間を含む枠  
で申し込みをしてください。

※申し込みが重複した場合、システムにより抽選を行います。重複しな  
い場合は、自動的に当選となります

#### ②抽選結果発表日

施設の利用を希望する日の3月前の22日

※結果は、申し込みをした全ての方に通知されます

#### ③当選利用申込

施設を利用する日の3月前の22日～27日

**※この期間内に当選利用申込をしない場合は、当選が無効になります。**

当選した予約を使用する場合は、必ずこの手続きを行ってください。

※無効になった分は、一般予約（先着順）により仮予約ができるよう  
になります

#### ④利用申請書の提出

当選利用申込した分について、各施設窓口に利用申請書を提出します。

### 4. 抽選申込の回数制限

施設の種別にかかわらず、1ヶ月に10回まで抽選申込が可能です

## <抽選申込の例>

面数：最大2面の施設とします

申込時間枠：下記の通り、4つの時間枠とします

9時～13時	13時～17時	17時 ～19時30分	19時30分 ～21時30分
団体A：1面			
団体B：2面			
	団体C：1面		団体D：1面
団体E：1面		団体F：2面	

申し込みをした6団体のうち、1団体を抽選で決定します

### ①団体Cがはじめに当選した場合

重なる時間枠で2面を取ることはできないので、団体Fは落選になります  
残りの、団体A・B・D・Eで、2回目の抽選処理が行われます

次に、団体Eが当選すると、団体Bは2面を使うことができなくなるので  
落選です

結果、団体Aと団体Dは当選となります

17時～19時30分の2面と、19時30分～21時30分の1面は、  
空き施設として一般予約ができるようになります

### ②団体Fが初めに当選した場合

13時以降2面が入っているため、団体C・D・Eは落選です

残りの団体A・Bで2回目の抽選を行います

団体Bが当選すると、すべての時間帯で2面が仮予約されていることなる  
ため、空きがなくなり、一般予約はできません

## <一般予約>

抽選施設の当選時間以外と、抽選を行わない施設について、先着順で仮予約を受け付けます

### 1. 対象施設

社会体育施設すべて（マレットゴルフ場、専用ゲートボール場は除く）

### 2. 一般予約のながれ

#### ①申込期間

施設利用を希望する日の2月前の1日8:30から利用する日の前日まで

※市外団体は、2月前の5日8:30から予約開始となります

※当日利用したい場合は、各体育施設へ問い合わせてください

※個人券での施設利用も継続して行います

#### ②利用申請書の提出

仮予約ができた分について、各施設窓口に利用申請書を提出します

### 3. 一般予約の回数制限

一般予約については、回数制限を設けません

### 4. 一般予約の窓口受付

利用者登録ができない方を対象に、各体育館にて電話や窓口でも予約を受け付けます（定期的に利用する団体は、原則登録をお願いいたします）

※ただし、予約希望を聞いて職員が入力することとなるため、優先的に予約ができるわけではありません

※各施設の予約受付可能窓口

戸倉体育館：市内すべての施設（社会体育施設と学校体育施設）

更埴体育館：更埴地区の社会体育施設（学校体育施設は受付できません）

東部体育館：アリーナ、東部テニスコート

勤労者体育センター：アリーナ、更埴テニスコート、弓道場

### 5. 使用料の納入

施設の窓口で納付書を受け取り、その場でお支払ください

戸倉上山田地区の施設は、指定金融機関や市役所各庁舎でもお支払できます

# 学校体育施設

## <一般予約>

先着順で仮予約を受け付けます（抽選は行いません）  
子ども団体を優先とします（ただし、優先予約は月 10 回分まで）

### 1. 使用可能団体

市内団体のみ（営利目的での使用は禁止）

※合宿については可能とします

（優先予約はできません。一般団体と同じ取扱いになります）

### 2. 使用までのながれ

#### ①申込期間

#### ・子ども団体

使用を希望する日の 1 月前の 1 日の 8：30 から使用日の 5 日前まで  
（使用する日の 4 日前から使用日当日の受付は行いません）

※子ども団体優先期間 毎月 1 日から 4 日まで

※10 回まで、選択した 2 校について一般団体に先行して仮予約が  
できます

※5 日以降の回数制限はありません（5 日 8：30 からとします）

#### 【お願い】

システム上、11 回以上も予約できる環境となっておりますが、必ず  
1 団体 10 回までの予約としてください。

お守りいただけない場合、子ども団体の優先を廃止することとなっ  
てしまいます。なお、優先期間中に 11 回以上の予約があった場合  
は、当該団体に問い合わせることなく、超えた分の予約を取消させ  
ていただきます。

あわせて、以降の優先予約の制限をかけさせていただく場合があり  
ますので、ご承知おきください。

みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

#### ・一般団体

使用を希望する日の 1 月前の 5 日の 8：30 から使用日の 5 日前まで  
（使用する日の 4 日前から使用日当日の受付は行いません）

②使用申請書の提出及び受付可能窓口

仮予約ができた分について、施設の使用申請書を使用する日の5日前までに提出してください。

※戸倉体育館、更埴体育館、使用する学校の事務室で受け付けます

※学校での受付時間は、8：30～16：30です

※戸倉体育館と更埴体育館の受付時間は8：30～21：30です。

(休館日は8：30～17：15)

③鍵の受け取り

各学校の鍵の管理場所で鍵を受け取って、施設を使用してください

※学校での受付時間は、8：30～16：30です

④使用料の納入

使用申請書の受付後、スポーツ振興課で納付書を発行します。

鍵の管理場所に、施設の使用許可書とともに納付書を用意しますので、

指定金融機関または市役所各庁舎で使用料をお支払いください

※使用する施設によっては、納付書を郵送する場合があります

### 3. 注意事項

体育館内でのサッカー・フットサルのほか、屋外競技は施設の損傷の危険があるため、禁止とします。

また、学校により禁止されている競技がありますので、ご承知おきください。原則として、システムから競技を選んで施設を検索する場合、表示されない施設はその競技が禁止されています。

## その他

### <キャンセル>

1. 自分でキャンセルする

お手持ちの端末から、システムを使ってキャンセルができます

※ただし、施設の利用日の 10 日前（野外趣味活動センターについては 7 日前）を過ぎると、システムからはキャンセルできません。

2. 施設に電話をしてキャンセルする

各施設の管理体育館窓口に電話をすることでキャンセルできます

※キャンセルの期限が過ぎていると、キャンセル料がかかります。ご注意ください。

※ひと月に 10 回以上キャンセルを行うと、ペナルティがかかり、翌月の抽選申し込みができなくなります。

予約は必要な日時のみとし、譲り合って施設をお使いいただくようお願いいたします。

### <システム利用に関する注意事項>

- ・システム利用者登録内容等に不正があった場合
  - ・他の登録者の適正な使用等を妨げる行為があった場合
  - ・施設使用に関する条例や規則の違反があった場合 など
- 必要に応じ、システムの利用を一時的に停止または制限、登録抹消といった対応を取らせていただきます。